令和７年度　豊見城市

『幼稚園・認定こども園（１号認定）』
利 用 案 内

～ 幼稚園・認定こども園を教育利用(１号)する方 ～

この案内では、幼稚園・認定こども園（教育利用・１号）の認定・利用に関する手続きや必要な書類等について重要なことを記載しています。利用申込みされるときは必ずお読みください。

※認可保育園や認定こども園の保育利用(２・３号認定)を希望する場合は、別冊『認定こども園・保育園等利用申込みのご案内』をご覧ください。

１．教育・保育給付認定について

新制度に移行した幼稚園・認定こども園・保育所等を利用するためには、「教育･保育給付認定」を受ける必要があります。教育･保育給付認定は、保護者及び子どもの状況により３つの区分に分かれます。

＃１ 教育・保育給付の認定区分

認定区分	１号認定	２号認定	３号認定
年齢	満３歳以上	満３歳以上	満３歳未満
施設利用区分	教育利用	保育利用	
保育の必要性	なし	あり	
対象施設	・幼稚園（新制度移行済） ・認定こども園	・認可保育園 ・認定こども園	・認可保育園 ・認定こども園 ・地域型保育事業（小規模保育等）
保育料	〈満３歳以上〉 無償化	〈３～５歳児クラス〉 無償化	〈０～２歳児クラス〉 住民税非課税世帯のみ無償化 ※住民税課税世帯は、課税額に応じて市が負担額を決定。
給食費	〈満３歳以上〉 施設ごとに設定された料金	〈３～５歳児クラス〉 施設ごとに設定された料金	

幼稚園(新制度移行済)や認定こども園の教育利用には、こちらの認定が必要です。

※保育利用をご希望の場合は、別冊《認定こども園・保育園等利用申込みのご案内（２・３号認定用)》をご覧ください。

詳細を Check!

＃２ 認定区分ごとのイメージ

預かり保育を利用し、その利用料が**無償化の対象**となるためには**「施設等利用給付認定(新２･３号認定)」**が必要です。※別途要手続

〈 １ 号 認 定 〉

開　園　日 ： 月 ～ 金
教育標準時間 ： ８時３０分 ～ １４時００分
休　園　日 ： 土曜、日曜、祝日、夏･秋･冬･春季休業日

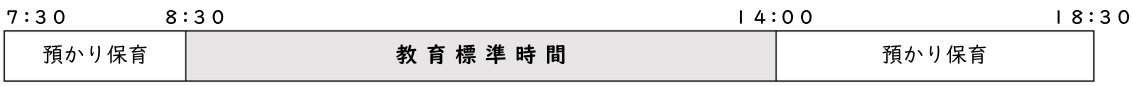

〈 ２・３号認定 〉

開　園　日 ： 月 ～ 土
保育標準時間 ： ７時３０分 ～ １８時３０分（最大１１時間）
保育短時間 ： ８時３０分 ～ １６時３０分（最大８時間）
休　園　日 ： 日曜、祝日

※開園時間等は各施設により異なります。施設一覧又は各施設に直接お問い合わせください。

２．幼稚園・認定こども園の教育利用（１号認定）にあたって

＃１ 利用者負担（保育料等）について

令和元年 10 月から幼児教育無償化により、１号認定（満３歳児～５歳児クラス）のお子さんの保育料は無料となります。なお、給食費や教材費、行事費などは、無償化の対象とならず保護者負担となります。

『利用者負担のイメージ』

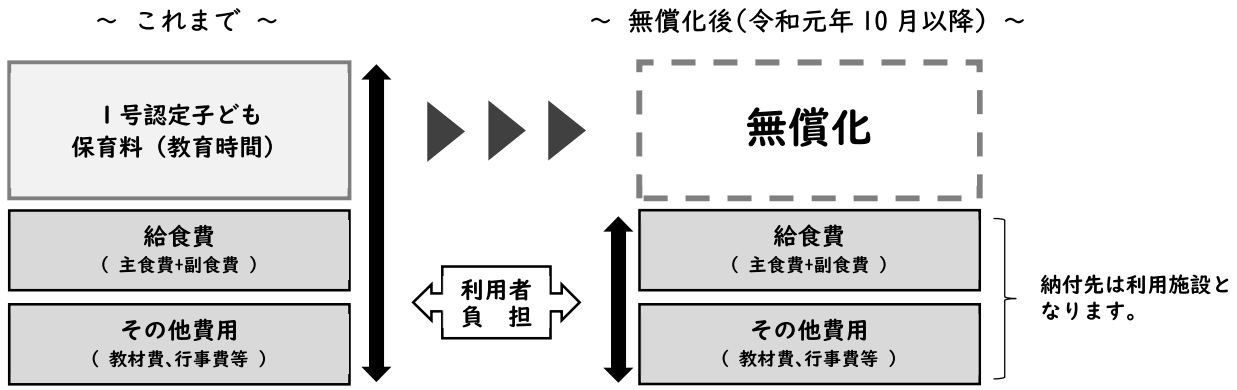

＃２ 給食費について

施設ごとに設定された給食費（主食費及び副食費）を各施設（公立を除く）にて実費徴収します。

ただし、住民税所得割額７７，１０１円未満の世帯の子ども、第３子以降の子ども（小学校１～３年生および認可保育所等に入園する兄姉が２人以上いる場合）、生活保護世帯、里親世帯については、副食費が免除されます。

〈副食費徴収有無判定について〉

・住民税所得割額は保護者の合算額に基づき算定いたします。また、保護者の収入が生活保護基準に満たない場合でかつ祖父母等と同居している場合には、祖父母等の税額を合算して算定することがあります。
・住民税額を計算する際、調整控除と定額減税以外の税額控除は適用されません。
・毎年９月が副食費徴収有無判定の切り替え月となります。

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10 月	11 月	12 月	１月	２月	３月
参考	令和６年度住民税額（令和５年中の収入）					令和７年度住民税額（令和６年中の収入）						

※課税情報が確認できない場合は副食費徴収対象となります。

＃３ 預かり保育について

保護者の就労等の理由により教育標準時間の範囲外でお子さんを預けたい場合、預かり保育を利用することができます。施設ごとに預かり保育の実施状況は異なるため、利用方法や料金等は直接各施設にお問い合わせください。

☑Ｃｈｅｃｋ

預かり保育を利用し、その利用料が無償化の対象となるためには「保育の必要性の認定（施設等利用給付認定）」を受ける必要があります。別途手続きが必要となりますので、詳しくは、案内冊子をご覧ください。

７:３０	８:３０	１４:００	１８:３０
預かり保育	教育標準時間	預かり保育	

詳細を Check!

３．利用手続きガイド

幼稚園・認定こども園の利用を希望する。

教育利用（１号）を希望する

- **公立（上田こども園）を希望する** → **手続き①**
- **公立以外を希望する** → **手続き②**

保育利用（２・３号）を希望する

- 保育の必要性あり → **預かり保育の利用**を希望する場合はコチラをご覧ください。
- **«別冊»２・３号認定用 利用申込みの案内**をご覧ください。

	手続き①	手続き②
	公立認定こども園（上田こども園） ※詳細はＰ５～をご参照ください。	公私連携認定こども園・ 私立認定こども園・私立幼稚園
受付期間	【４月入園に係る一次受付期間】 令和６年１１月１８日(月)～ ２６日(火)	希望施設に直接お問い合わせください。
ＳＴＥＰ１	保育こども園課へ申込書類一式を提出します。	希望施設へ直接入園申込みを行います。
ＳＴＥＰ２	市から入園内定を受けます。 ※定員を超える場合、市が選考を行います。	園から入園内定を受け、園経由で給付認定申請を行います。 ※定員を超える場合、園が選考を行います。
ＳＴＥＰ３	面談実施後、入園決定となります。	園から入園決定が通知されます。 ※面談等については、内定施設にご確認ください。

■注意事項

・入園が決まった方には、教育･保育給付認定通知(支給認定証)を送付します。(上田こども園の４月入園については１月下旬頃送付予定。)

・心身に障がいを持っている、または発達支援保育を希望する場合は、先に「豊見城市発達支援保育審査会」を受ける必要があります。
※詳しくは、豊見城市保育こども園課（TEL:098-850-5088）に問い合わせください。

・校区外児童が小学校付設のこども園に入園した場合、付設された小学校への入学を保証するものではありませんので、予めご了承ください。
※詳しくは、豊見城市学校教育課（TEL:098-850-0035）に問い合わせください。

4.『教育・保育給付認定』申請に必要な書類について

■ 全ての方が必要な書類　«子ども１人につき１部»

・教育･保育給付認定申請書(１号認定用)兼施設利用申込書　※P10 記入例参照

■ 該当する方のみ必要な書類　«世帯につき１部»

・世帯状況確認書類［次のいずれかに該当する場合］

No.	世帯状況	確認書類
1	生活保護世帯	生活保護受給証明書
2	ひとり親世帯 ※離婚後も父母が同居している又は事実婚の場合は対象外	以下の①～③のいずれかの写しひとつ ①児童扶養手当受給者証書 ②母子及び父子家庭等医療費助成受給者証 ③婚姻していないことが分かる戸籍謄本
3	ひとり親に準ずる世帯 ※父母が同居している又は離婚協議中の場合は対象外	離婚調停、裁判関係の証明となる書類 ※提出が無い場合は一般世帯としての認定になるため、父母両方の「保育の必要な証明」の提出が必要です
4	在宅障がい者（児）のいる世帯	以下の①～③のいずれかの写しひとつ ①身体、精神障害者手帳　②療育手帳　③特別児童扶養手当証書
5	里親世帯等、児童養護施設へ入所している児童	養育する児童についての児童相談所長発行の証明書
6	令和６年（または令和７年）１月１日時点で豊見城市に住所が無い方	申込書に個人番号（マイナンバー）を記入 ※記入が困難な場合、令和６年度又は令和７年度若しくはその両方の市町村民税所得課税証明書（全項目が記載されたもの）を提出

・ 公立上田こども園を利用希望する方のみ必要な書類［次に該当する場合］

No.	世帯状況	確認書類
1	市外から転入予定で申込みされる方［４月申込のみ］ ※令和７年３月31日までに転入予定の方	以下の①・②のすべて ①転入に係る誓約書㊞　②現住所の住民票謄本
2	校区内に転居予定で申込みされる方［４月申込のみ］ ※令和７年３月31日までに転居予定の方	転入に係る誓約書㊞

〇各種証明書類は３ヵ月以内に発行されたものに限ります。
〇市指定様式（㊞）は保育こども園課窓口もしくは豊見城市ホームページから取得できます。

５．公立認定こども園の利用案内（上田こども園・１号認定）

公立上田こども園の利用については下記のとおりです。

公立以外の認定こども園や幼稚園の１号認定での利用を希望する場合、申込時期や選考方法等については、利用を希望する施設へ直接お問い合わせください。

対象児童

３歳児：令和 3(2021)年４月２日 ～ 令和 4(2022)年４月１日生まれ

４歳児：令和 2(2020)年４月２日 ～ 令和 3(2021)年４月１日生まれ

５歳児：平成 31(2019)年４月２日 ～ 令和 2(2020)年４月１日生まれ

施設情報

■施設概要

施 設 名 称	豊見城市立幼保連携型認定こども園　上田こども園
所　在　地	豊見城市宜保一丁目１番地４
定　　員	３歳児　１０名 、４歳児　２０名 、５歳児　３５名
開　園　日	月曜日　～　金曜日
教育標準時間	８：１５　～　１４：００（昼食あり）
休　園　日	土曜日、日曜日、祝日、慰霊の日（６月 23 日）、夏季・秋季・冬季・春季休業日 その他市長が指定した日又は園長が特に必要と認めあらかじめ市長の承認を得た日

■給食費

月額　５，０００円　（内訳）主食費：５４０円、副食費：４，４６０円

※住民税所得割額７７，１０１円未満の世帯の子ども、第３子以降の子ども(小学校１～３年生および認可保育所等に入園する兄姉が２人以上いる場合)、生活保護世帯、里親世帯については、副食費が免除されます。

納付期限：当月分を毎月２５日（※土日祝にあたる場合は翌営業日）

納付方法：口座振替または納付書

※口座振替が可能な金融機関は、「琉球銀行・沖縄銀行・沖縄海邦銀行・コザ信用金庫・沖縄県労働金庫・沖縄県農業協同組合・ゆうちょ銀行」です。

■預かり保育

実 施 日	実施時間	費　　用
月曜日 ～ 金曜日	７：３０ ～　８：１５	日額　３００円
	１４：００ ～ １８：３０	日額　５００円（おやつ代込み）
土曜日・長期休業日	７：３０ ～ １８：３０	日額　１，３００円（おやつ代込み）

※休園日の預かり保育の利用については、給食準備・人員配置等が必要なことから事前申請が必要です。

※預かり保育を利用し、その利用料が**無償化の対象**となるためには「**保育の必要性の認定(施設等利用給付認定)**」を受ける必要があります。別途手続きが必要となりますので、詳しくは、別冊パンフレットをご覧ください。

申込方法

▶４月入園の申込み（上田こども園・１号認定）

１次受付は、校区内児童及び在園児のきょうだい児のみ受付を行います。
その後、２次受付として校区外を含むすべての児童を受け付けます。２次受付終了後は随時受付（先着順）。

１次受付

対　　象：校区内(転入･転居予定含む)に在住する児童
　　引き続き上田こども園を利用する者のきょうだい児
期　　間：**令和６年 11 月 18 日(月) ～ 令和６年 11 月 26 日(火)　8 時 30 分～17 時 15 分**
場　　所：豊見城市　保育こども園課（庁舎２階８番窓口）
申込方法：①教育･保育給付認定申請書(１号認定用)兼施設利用申込書
　　②該当する方のみ必要な書類［ひとり親世帯等］※詳しくは必要書類(Ｐ４)をご確認ください。

▼

抽選

入園申込みの締め切り後、定員(受入枠)を超える申込みがあった場合は抽選を行います。
抽選結果等は後日お知らせいたします。
優先順：(1)継続を希望する在園児　(2)校区内に在住する新規児童　(3)在園児のきょうだい児

▼

２次受付

対　　象：校区外を含む、すべての児童
期　　間：**令和６年 12 月 16 日(月) ～ 令和６年 12 月 27 日(金)　8 時 30 分～17 時 15 分**
※受付場所及び場所や申込方法については、１次受付から変更ありません。
※市外在住の方（転入予定は除く）は、お住まいの市町村を通して広域入所の手続きが必要です。
　お住まいの市町村の担当窓口にて入所申込を行ってください。

▼

内定（１月下旬予定）

内定した方へ内定通知を送付します。内定施設にてお子さんと一緒に面談を受けてください。
※心身に障がいを持ちかつ発達支援保育審査会にて集団保育が可能と判断された児童、または面談等にて特別な配慮を要すると思われる児童については、施設の受け入れ体制が整わない場合、入園保留となることがあります。

▼

決定（３月上旬予定）

入園が決定した方へ入園決定のお知らせを送付します。

▶５月入園以降の申込み

随時受付を行いますので、必要書類(Ｐ４)を保育こども園課にご提出ください。
受入枠に空きがある場合は申込み順に順次案内します。
受入枠に空きがない場合は、空きが出た際にキャンセル待ちの順に随時ご案内いたします。

注 意 事 項

・令和６年度の利用申込みされている方も、令和７年度の利用を希望する場合は再度申込みが必要です。
・郵送での提出の場合、未着について市は一切責任を負いませんので簡易書留など配達記録の残る方法を推奨しています。
・心身に障がいを持っているまたは発達支援保育を希望される方は、追加書類や発達支援保育審査会へのご案内がありますので、保育こども園課(TEL:098-850-5088)までお問い合わせください。
・申込み後、入園を辞退される場合は、必ず保育こども園課に連絡してください。

6．市内の幼稚園・認定こども園の一覧（１号認定）

《 幼稚園 》

種別	施設名	所在地 連絡先	認定区分	定員				開所時間 開所日	預かり保育・延長保育を行う時間	預かり保育・延長保育の利用料		給食費
				３歳	４歳	５歳	計			月単位	時・日単位	
私立	聖マタイ幼稚園	豊見城 977-1 850-3837	１号	38 ※	26	26	90	08:00-12:00 （水） 08:00-14:00 （月火木金）	12:00-18:00（水） 14:00-18:00（月火木金）	－	日額　800 円	施設へお問い合わせください。

※３歳の欄は、満３歳児も含む。

《 認定こども園 》

種別	施設名	所在地 連絡先	認定区分	定員				開所時間 開所日	預かり保育・延長保育を行う時間	預かり保育・延長保育の利用料		給食費
				３歳	４歳	５歳	計			月単位	時・日単位	
公立	上田こども園	宜保 1-1-4 850-7876	１号	10	20	35	65	08:15-14:00 （月-金）	①07:30-08:15（月-金） ②14:00-18:30（月-金） ③07:30-18:30（土・長期休日）	－	①日額　300 円 ②日額　500 円 ③日額 1,300 円	主　540 円 副 4,460 円
公私連携	長嶺こども園	饒波 1018-3 851-3254	１号	5	5	5	15	08:30-14:00 （月-金）	①07:30-08:30（月-金） ②14:00-18:30（月-金） ③08:30-18:30（土・長期休日）	－	①30分　200 円 ②日額　450 円 ③日額　450 円	国基準の7,500 円に基づき各園で設定しています。 （各施設へ直接お問い合わせください。）
	座安こども園	座安 55-2 987-0107	１号	6	7	12	25	08:00-13:30 （月-金）	①07:30-08:00（月-金） ②13:30-18:30（月-金） ③08:00-18:30（土・長期休日）	－	①30分　200 円 ②日額　450 円 ③日額　450 円	
	豊見城こども園	高嶺 446-96 851-5527	１号	8	8	9	25	08:15-13:45 （月-金）	①07:45-08:15（月-金） ②13:45-18:15（月-金） ③08:15-18:15（土・長期休日）	－	①30分　200 円 ②日額　450 円 ③日額　450 円	
	伊良波こども園	伊良波 383 850-5005	１号	5	5	5	15	08:30-14:00 （月-金）	①07:30-08:30（月-金） ②14:00-18:30（月-金） ③08:30-18:30（土・長期休日）	－	①30分　200 円 ②日額　500 円 ③日額 1,300 円	
	とよみこども園	根差部 579-1 851-7391	１号	6	7	12	25	08:30-14:00 （月-金）	①07:30-08:30（月-金） ②14:00-18:30（月-金） ③08:30-18:30（土・長期休日）	－	①30分　200 円 ②日額　500 円 ③日額 1,300 円	
	豊崎こども園	豊崎 1-1190 851-3887	１号	10	10	10	30	08:30-14:00 （月-金）	①07:30-08:30（月-金） ②14:00-18:30（月-金） ③08:30-18:30（土・長期休日）	－	①30分　200 円 ②日額　450 円 ③日額　450 円	
	ゆたかこども園	豊見城 601-2 850-2700	１号	10	15	20	45	08:00-13:30 （月-金）	①07:30-08:00（月-金） ②13:30-18:00（月-金） ③08:00-18:00（土・長期休日）	7,000 円	日額　500 円	
私立	おなが認定こども園	翁長 647-6 850-1498	１号	5	5	5	15	09:00-14:00 （月-金）	07:00-09:00（月-金） 14:00-18:00（月-金）	7,000 円	日額　450 円	
	ゆたか認定こども園	高嶺 589 850-5992	１号	8	8	9	25	09:00-14:00 （月-金）	07:00-09:00（月-金） 14:00-18:00（月-金）	9,000 円	－	
	認定こども園 とよみ保育園	真玉橋 238-1 850-1122	１号	5	5	5	15	08:00-13:30 （月-金）	①07:30-08:00（月-金） ②13:30-18:00（月-金） ③08:00-18:00(土・長期休日)	7,000 円	日額　500 円	
	認定こども園 レキオスキッズガーデン	豊見城 696-1 987-1102	１号	5	5	5	15	08:00-13:30 （月-金）	①07:30-08:00（月-金） ②13:30-18:00（月-金） ③08:00-18:00(土・長期休日)	7,000 円	日額　500 円	
	ドレミ認定こども園	名嘉地 333-2 856-1822	１号	5	5	5	15	08:30-13:30 （月-金）	07:00-08:30（月-金） 13:30-18:00（月-金）	4,000 円	－	
	へいわだい認定こども園	宜保 3-4-6 856-3588	１号	5	5	5	15	08:30-13:30 （月-金）	①07:00～08:00(月-金) ②08:00～08:30(月-金) ③13:30～16:30(月-金) ④16:30～17:00(月-金) ⑤17:00～18:00(月-金)	①4,500 円 ②1,500 円 ③3,000 円 ④1,500 円 ⑤1,000 円	日額　450 円	

【参考】校区について

施設名	地　区	番　地
上　田 こども園	字宜保	全域（66－1、66－4～77－8、386～414 を除く。）
	宜保一丁目	全域
	宜保二丁目	全域
	宜保三丁目	5－1、5－2、6－4
	宜保四丁目	全域
	字上田	1～16、41～189、206－2、232～250（243－1 を除く）、252、254～264、266～308、488～675
	字高安	315－2～311－5、316、317～324－4、326、327、337～343－2、354～354－1、354－3～355－5、355－7～359－2、363、363－2、378～386－1、388－2、412～412－2、412－4～414-15
	字渡嘉敷	123～132、134～140、142～145、149～150、154－2、155～168、170～172
長　嶺 こども園	字饒波	1～735、941～1142
	字金良	全域
	字長堂	全域
	字嘉数	1～17、18、21～131、133～716、720～727
	字根差部	1～91、92-2、93-2、94～95、97-3、102～106、107-7、108～126、129～131、139～140、143～171、172-1～172-2、172-7～172-8、173～189、190-3～190-4、348-1～348-7、349、351、361-2～361-5、371～379，381、382-2～382-8、384、412-2～412-3、426-1～426-6、426-8～426-18、427～431、435～436
	字高安	502、508、676、677、679～867、873、874-1、874-3～874-11、876、955～1055
座　安 こども園	字座安	全域
	字渡橋名	全域
	字与根	全域（510-3～510-6、511～511-5、512-2～512-8、512-10、512-16～512-19 を除く。）
	字保栄茂	全域
	字翁長	343-1～345-2、345-5、345-7、347～348、370～371-1、372-1～377-2、379～383、396～398、406～407、413～434-1、435-1、439-1、440～441-3、441-5、448～456-3、457-1、457-3、457-5、458～459-1
	字渡嘉敷	1～122、133、141、146～148、151～153、154-1、169、173～565
豊見城 こども園	字平良	全域
	字高嶺	全域
	字饒波	736～940
伊良波 こども園	字宜保	386～414
	宜保三丁目	全域（5-1、5-2、6-4 を除く。）
	字我那覇	全域
	字名嘉地	全域
	字田頭	全域
	字瀬長	全域
	字伊良波	全域
	字上田	17～40、190～205、206-1、207～231、243-1、251、253、265、309～487
とよみ こども園	字真玉橋	全域
	字嘉数	18-2～18-17、19～20、132、717～719、728～738
	字根差部	92-1、93-1、96、97-1、97-2、98～101、107-1、107-8、107-9、127～128、132～138、141～142、172-3～172-6、190-1、190-2、191～347、348-8、350、352～360、361-1、361-6、362～370、380、382-1、383、385～411、412、413～425、426-7、432～434、437～730
	字高安	483、484、512、514～516、531～548、550、552～675、868～872、874-2、877～954、1056～1172
豊　崎 こども園	字与根	510-3～510-6、511～511-5、512-2～512-8、512-10、512-16～512-19
	字翁長	全域（343-1～345-2、345-5、345-7、347～348、370～371-1、372-1～377-2、379～383、396～398、406～407、413～434-1、435-1、439-1、440～441-3、441-5、448～456-3、457-1、457-3、457-5、458～459-1 を除く。）
	字豊崎	全域
ゆたか こども園	字豊見城	全域
	字宜保	66-1、66-4～77-8
	宜保五丁目	全域
	字高安	1～314、315-6、315-7、316-1、316-2、325，328-1～336、344～353、354-2、355-6、360～362-2、363-1、363-3～377-4、386-2、387、389～411、412-3、415～482、485～501、503～507、509～511、513、517～530、549、551

※豊見城市立小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則の別表１に準じた校区を設けています。
※校区外児童の入園も可能ですが、付設された小学校への入学を保証するものではありません。

７．幼稚園・認定こども園（１号認定子ども）の利用に関するＱ＆Ａ

Ｑ．認定こども園に入園させたいのですがどこに申込みしたらいいですか。

Ａ．公立上田こども園をご希望の場合は保育こども園課に申込みください。
公立以外の認定こども園をご希望の場合は、各施設にて申込書配布から受付を行います。詳しくは、各施設にお問い合わせください。

Ｑ．仕事をしていなくても認定こども園を利用できますか。

Ａ．３歳以上であればどなたでも利用ができます。ただし、保育の必要性がないため教育標準時間での利用となります。詳しくは、ＰＩをご確認ください。

Ｑ．本年度の利用申込みを行い、現在キャンセル待ちです。次年度の利用申込みは必要ですか。

Ａ．令和６年度の利用申込みされている方も、令和７年度の利用を希望する場合は再度申込みが必要です。

Ｑ令和７年４月の利用申込みをしましたが結果はいつ分かりますか。

Ａ．公立上田こども園は１月下旬頃に封書でお知らせいたします。
公立以外につきましては、各施設にて申込～選考～決定を行っておりますので直接施設にお問い合わせください。

Ｑ．保育料は無償化となりましたが、それ以外の費用はかかりますか。

Ａ．幼児教育無償化に伴い保育料は無償化となりましたが、給食費や教材費、行事費等は保護者の実費負担となります。かかる費用については、各施設にお問い合わせください。

Ｑ．副食費が免除されるにあたってどのような手続きが必要ですか。

Ａ．保護者の市町村民税額に基づき副食費徴収の有無を決定します。未申告の保護者については税申告をしていただき保育こども園課までに申告した旨ご連絡ください。令和６年（または令和７年）１月１日時点で豊見城市に住所を有していない保護者は申込書に個人番号（マイナンバー）の記入、もしくは所得課税証明書を提出してください。

Ｑ．保護者ともに就労しているため預かり保育を利用していますが無償化の対象となりますか。

Ａ．保育の必要性の認定を受けることで無償化(上限額あり)の対象となります。別途「子育てのための施設等利用給付認定(新２・３号認定)」の申請手続きが必要です。

Ｑ．２号認定で利用中ですが退職したため１号認定に切り替えて利用できますか。

Ａ．支給認定の変更は可能ですが、利用時間については利用施設にご確認ください。

Ｑ．これから就労する予定ですが２号認定に切り替えて利用できますか。

Ａ．「申請書」及び保護者の「保育要件が確認できる資料(就労証明書等)」を揃え、保育こども園課にて申請手続きしてください。利用調整のうえ利用可否をご連絡いたします。

Ｑ．長期間お休みしたいのですが、手続等は必要になりますか。

Ａ．１か月以上登園しない場合は、休園届を提出してください。休園届の提出がない場合または正当な理由なく１か月以上休園する場合は退園となります。また、月のほとんどを休んだ場合であっても利用者負担額（給食費等）は全額納付していただきます。

Ｑ．市外に転出しますが施設を継続して利用できますか。

Ａ．転出前に継続可否を利用施設にご確認ください。継続利用が可能な場合は転出先の自治体で認定手続きが必要です。

Ｑ　退園したい場合はどのような手続きが必要ですか。

Ａ．利用施設に退所届を提出してください。

８．教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書の記入例

記入例(表)

令和７年度　教育・保育給付認定申請書　兼　施設利用申込書
（　１　号　認　定　用　）

令和　　年　　月　　日

豊見城市長　殿

※署名または記名押印をお願いします。

保護者氏名　**豊見城　太郎**

裏面の同意事項に同意の上、次のとおり、子どものための教育・保育給付認定及び施設利用を申し込みます。

1 申請子ども

氏名	性別	生年月日	住所
ふりがな とみぐすく　ななこ **豊見城　七子**	男・(女)	H (R) ●年 ●月 ●日 R7.4.1時点の年齢　（●歳）	**豊見城市宜保一丁目1番地** 連絡先（優先順） ①　●●●　－　●●●●　－　●●●●　（続柄：**母**　） ②　●●●　－　●●●●　－　●●●●　（続柄：**父**　）

現在の保育状況	健康状況
☑ 保育園・こども園を利用 （施設名：　**〇〇保育園**　） ☐ 認可外保育施設を利用 （施設名：　　） ☐ 保護者が自宅で保育 ☐ 保護者が自宅外（勤務先等）で保育 ☐ 祖父母等の親族が保育 ☐ 親族以外が保育 ☐ その他（施設名：　　）	①心身障がい等　☑無　☐有（身障／療育／特児）　☐通所受給証明 ア　☑無　☐有 援保育の希望　☑無　☐有 ※「無」の場合でも、①②で「有」に該当のある子どもは、豊見城市発達支援保育審査会にて審査を受けていただく必要があります。 ④上記の①②③で「有」に該当する方は内容を記入して下さい。

必ず記入をして下さい。

2 世帯員及び同居者の状況（申請子ども以外）

氏名	続柄	生年月日	居住状況	勤務先又は学校名	世帯状況
豊見城　太郎	父	S●年●月●日	同・別	**(株)**△△	☐生活保護世帯 ☐ひとり親世帯 ☐ひとり親に準ずる世帯 ☐里親世帯等 ☐保護者の一方が市外在住の場合 ☑同一世帯に障がい者のいる世帯 （該当者の氏名：　**豊見城　花**　）
豊見城　華子	母	H●年●月●日	同・別		
豊見城　三太	兄	H●年●月●日	同・別	**〇〇小学校**	
豊見城　九美	妹	R●年●月●日	同・別	△△**保育園**	
**豊見城　**					
			同・別		
			同・別		

世帯状況欄で☑をした内容がわかる書類の提出が必要になります。詳しくは案内冊子(P4)をご覧ください。

※該当がある場合は別途書類の提出が必要となります。

3 利用希望

期　間	**令和７年４月１日　～　令和８年３月３１日**　（令和7年4月1日～令和8年3月31日までの期間）
施設名	**〇〇こども園**
預かり保育の利用 ※実際の利用は利用施設への申込が必要です。	☑利用希望しない。 ☐ 利用希望する。（新２・３号利用　☐あり　☐なし） ※預かり保育を利用し、その利用料が無償化の対象となるためには「保育の必要性の認定(施設等利用給付認定[新２・３号])」を受ける必要があり、別途手続きが必要となります。※既認定者は不要。

※「２世帯員及び同居者の状況（申請子ども以外）」は、保護者及び子どもと同居している方全員を記入してください。

記入例(裏)

4　個人番号（マイナンバー）記入欄

「本人・父・母」は必ず全員記入して下さい。世帯状況により同居の祖父母の個人番号が必要となる場合があります。

令和6年1月1日の居住市町村（　**那覇市**　）、令和7年1月1日の居住市町村（　**豊見城市**　）

氏名	続柄	個人番号（マイナンバー）											
豊見城　七子	本人	**1**	**2**	**3**	**4**	**5**	**6**	**7**	**8**	**9**	**1**	**2**	**3**
豊見城　太郎	父	**5**	**6**	**7**	**8**	**9**	**1**	**2**	**3**	**4**	**5**	**6**	**7**
豊見城　華子	母	**9**	**1**	**2**	**3**	**4**	**5**	**6**	**7**	**8**	**9**	**1**	**2**

「申請子ども・父・母」は必ず記入が必要になります。

※個人番号(マイナンバー)の記入が困難な場合、令和6年度又は令和7年度若しくはその両方の市町村民税所得課税証明書の提出が必要です

★ 表紙のイラストと間違いが５つあるよ。全部見つけられるかな？ ★

《 豊見城市ホームページ 》 http://www.city.tomigusuku.lg.jp

トップ ＞ 子育て・教育 ＞ 育児 ＞ 保育所・こども園・幼稚園

豊見城市
TOMIGUSUKU CITY

〒９０１－０２９２ 豊見城市宜保一丁目１番地１
豊見城市役所 こども未来部 保育こども園課
ＴＥＬ：０９８－８５０－５０８８

※本冊子は令和６年９月に作成していますので、令和７年４月の状況と異なる場合があります。